



島根県報

平成21年 9月15日 (火)

第 2, 1 2 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
建築基準法の規定による道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	2

【公 告】

基本測量の実施	(用 地 対 策 課)	3
河川法の規定による簡易代執行の実施	(河 川 課)	3

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		4
---	--	---

告 示**島根県告示第661号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年 9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
室谷地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成21年 8月 5日

島根県告示第662号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡知夫村字横竹809、813、字郡929-1、930-1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び知夫村役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第663号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成21年 9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 道路の位置
江津市後地町1022番8、1022番2の一部
- 2 道路の幅員
4.00メートル
- 3 道路の延長
31.53メートル
- 4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、コンクリート杭、プラスチック杭、金属標、道路側溝及び地先境界ブロックにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成21年9月8日 第1号

備考

別紙図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年9月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 作業種類及び作業地域

- (1) 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

浜田市、安来市

- (2) 基本測量（基準点現況調査）

県内全域

2 作業期間

平成21年9月7日から平成22年2月26日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成21年10月13日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 河川名

一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる係留施設等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 出雲郷橋から意宇橋までの右岸に設置されている船舶係留施設 2基

その他附属物一式

- (2) 意宇橋から河口までの右岸に設置されている船舶係留施設 7基

その他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設等の設置が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため。

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第53号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成21年 9 月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|----------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11, 935 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166, 124 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 八束選挙区 | 3, 797 |
| 仁多選挙区 | 4, 233 |
| 簸川選挙区 | 7, 458 |
| 邑智選挙区 | 6, 313 |
| 鹿足選挙区 | 4, 549 |
| 隠岐選挙区 | 6, 316 |
| 松江選挙区 | 52, 070 |
| 浜田選挙区 | 16, 663 |
| 出雲選挙区 | 39, 305 |
| 益田選挙区 | 14, 118 |
| 大田選挙区 | 11, 113 |
| 安来選挙区 | 11, 891 |
| 江津選挙区 | 7, 281 |
| 雲南・飯石選挙区 | 13, 810 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166, 124 |